

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年 5月 28日

広島市長 様

提出者

住所 広島市中区江波沖町5番1号

氏名 三菱重工業株式会社
広島製作所 江波工場
民間機セグメント
広製統括責任者 吉野 秀明

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-534-9650

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱重工業株式会社 広島製作所 江波工場
事業場の所在地	広島市中区江波沖町5番1号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	航空機製造業
②事業の規模	342億円
③従業員数	745人（グループ会社、請負会社含む）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2-1（1/3, 2/3, 3/3） 産業廃棄物の一連処理工程表を参照願います。

別紙4

(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（ 2024 年度）実績量
 計画：今年度（ 2025 年度）計画量

単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	49	49									49	49	49	49	49	49				
廃酸	91	90									91	90	91	90	91	90				
廃アルカリ	78	77									78	77	78	77	78	77				
感染性産業廃棄物																				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油（金属を含むもの）																			
	汚泥（金属を含むもの）	1	1									1	1	1	1	0	0			
廃酸（金属を含むもの）	175	173									175	173	175	173	174	172				
廃アルカリ（金属を含むもの）	55	54									55	54	55	54	55	54				
合計	449	444	0	0	0	0	0	0	0	0	449	444	449	444	447	442	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

別紙2-2管理体制表を参照願います。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	① 社内リサイクルの展開 ② 包材の削減・通い箱の推進 ③ 分別の徹底と有価物化 ④ リサイクル先の開拓 ⑤ ゼロエミッション活動 ⑥ 廃棄物置場パトロールによる環境意識高揚 ⑦ 油回収設備設置による廃油削減
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記①現状の継続

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>種類 PH12.5以上(アルカリ廃液、廃アミン、水酸化ナトリウム、アルカリ廃液(有害)) PH2以下(塩酸廃液、廃硫酸水溶液、塩酸・硝酸混合廃液、硝酸廃液、強酸廃液、自動計測器試薬廃液、廃バッテリー(強酸)、クロム廃硫酸水溶液、強酸有害、廃酸有害)、有害汚泥、廃アセトン、廃引火性廃油、廃有機溶剤、廃塗料、灯油、微量ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニル、飛散性廃石綿</p> <p>取組 仕分け表の周知徹底、分別状況パトロールによる改善・指導、集積場で</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>上記①現状の継続</p>

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>該当なし</p>

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>該当なし</p>

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>該当なし</p>

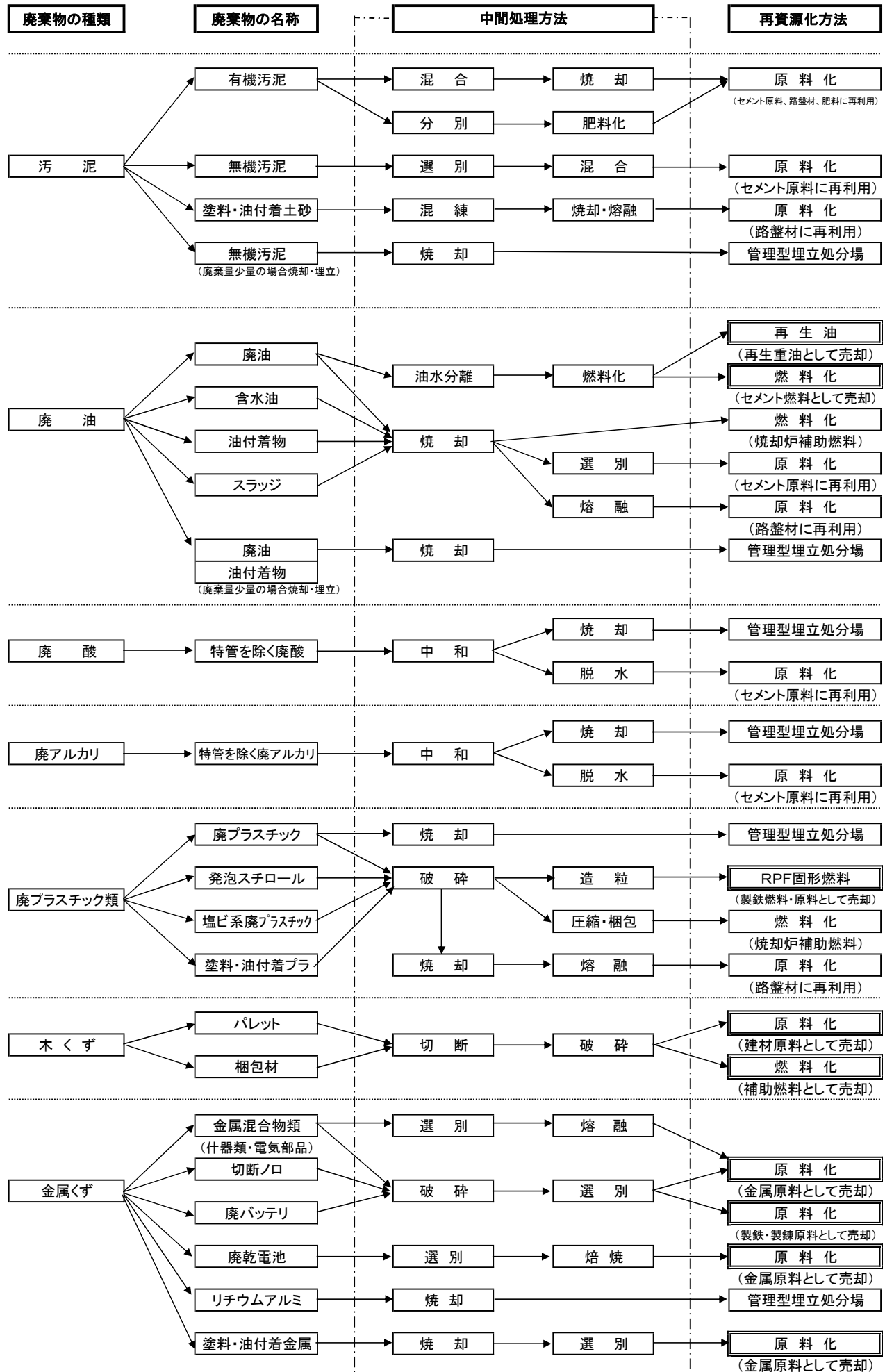
7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

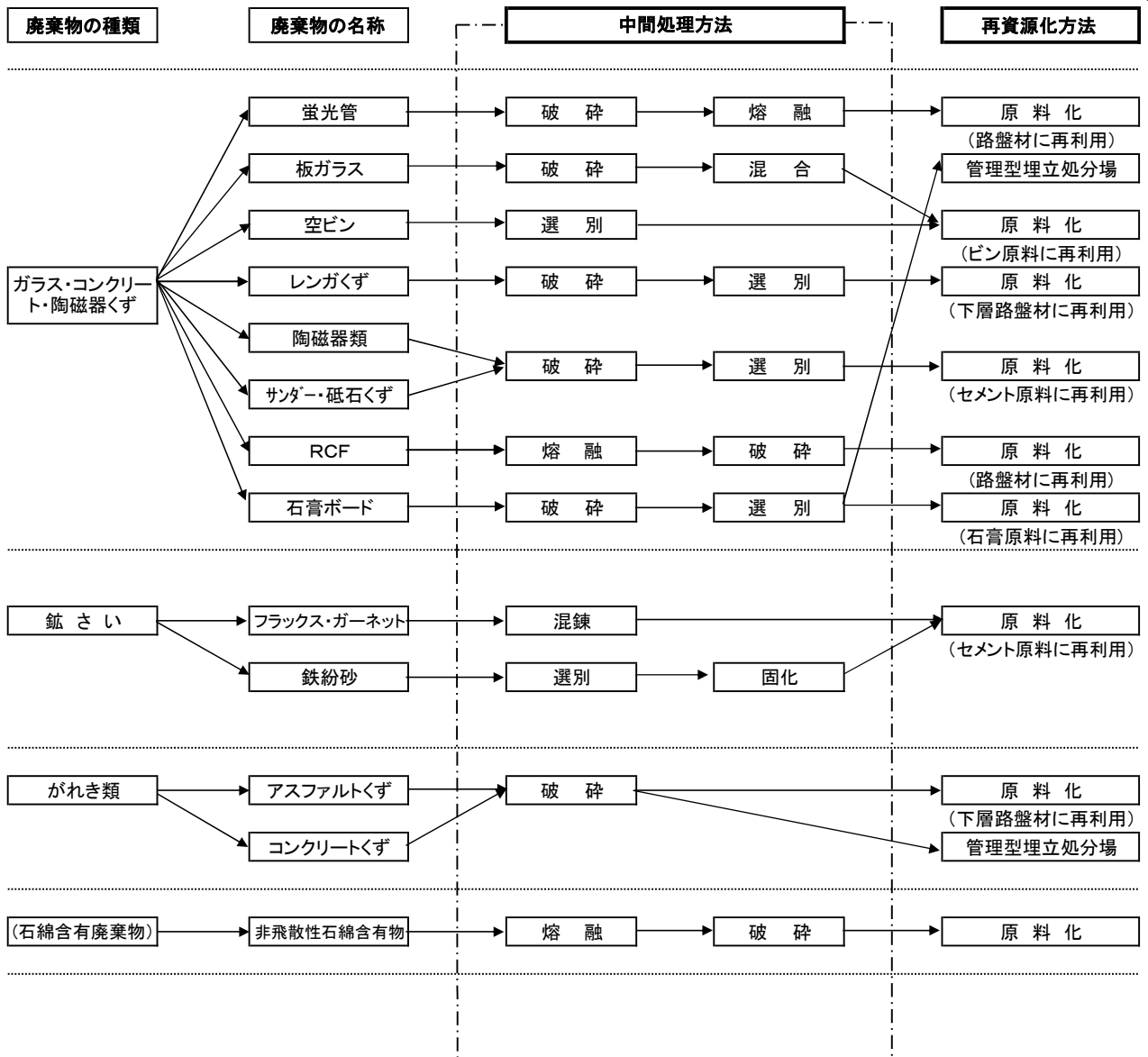
<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>①再生利用業者への処理委託割合向上 ②優良認定処理業者への処理委託割合向上</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>上記①現状の継続</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

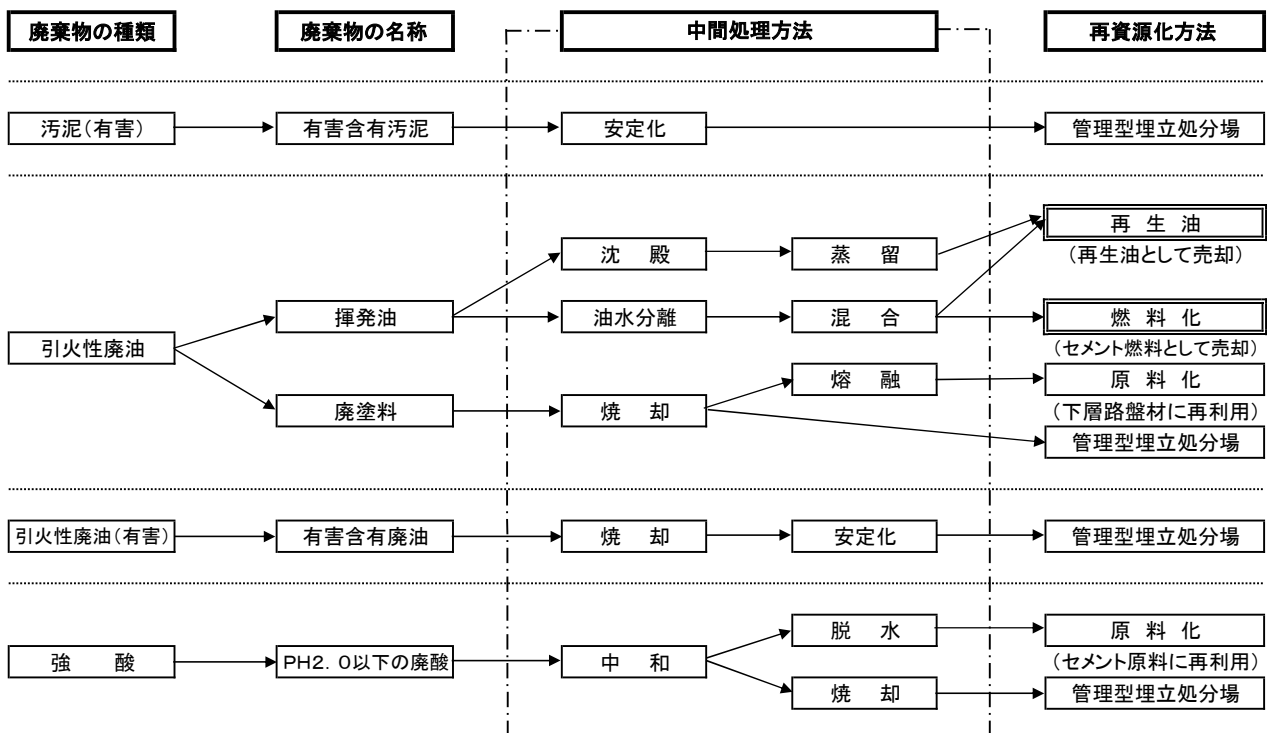
<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>449 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>現在、電子マニフェスト(JWNET)を活用しており、今後も継続する。</p>

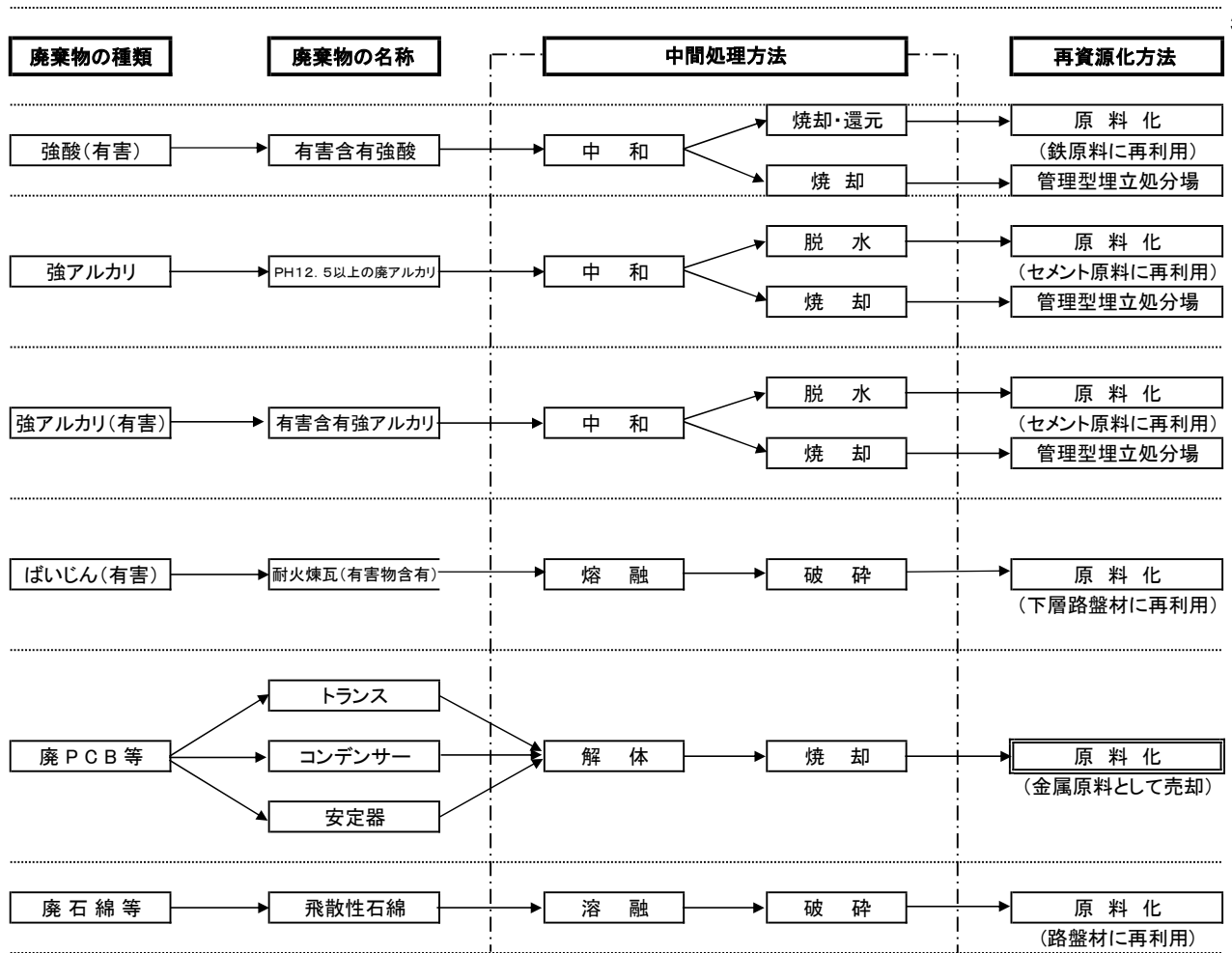
産業廃棄物の一連処理工程表



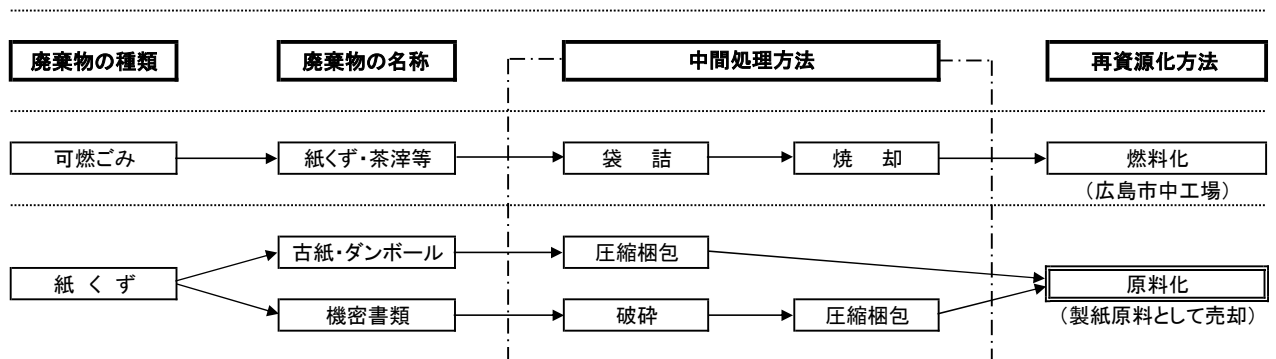


特別産業廃棄物の一連処理工程表

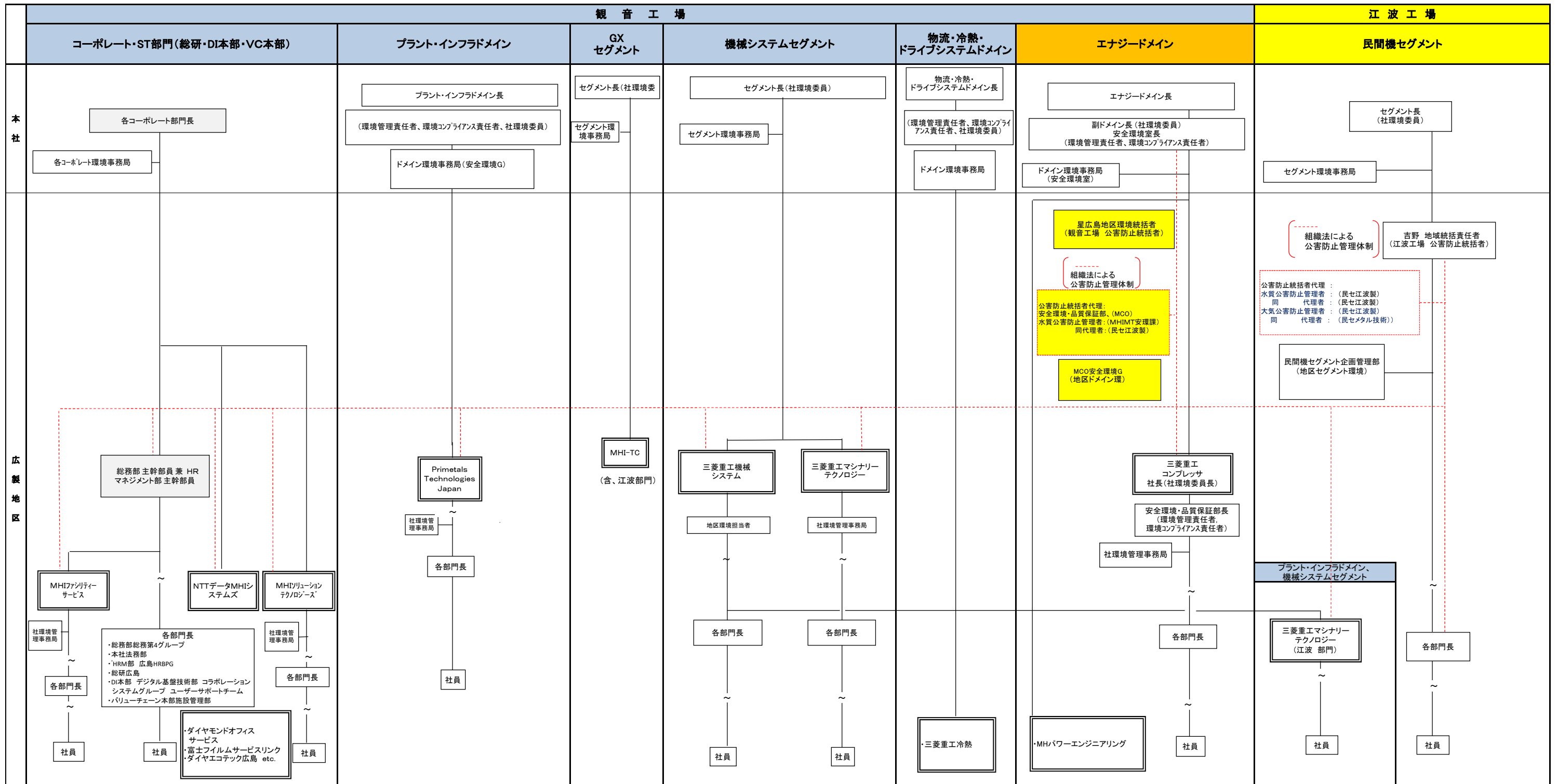




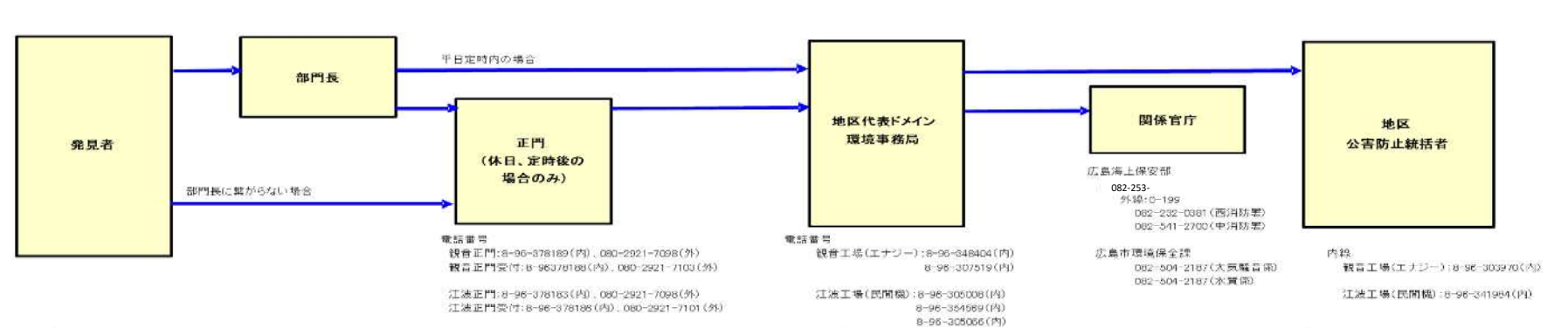
事業系一般廃棄物の一連処理工程表



広島地区環境管理体制図【2025.4.1】



環境事故発生時の緊急連絡体制



注1 実線は社環境マネジメントでの管理体制
 注2 赤点線は「公害防止組織の整備に関する法」による、観音工場、江波工場それぞれの法的は管理体制
 (グループ会社単独での公害防止統括者、管理者届出は記載を割愛)